



# こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和元年度 第3号

(2019年11月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします



## 土佐の匠 令和元年度「土佐の匠」認定について

県では、技能後継者の意欲の一層の向上と、技能を尊重する社会の実現を図るため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している熟練技能や、古くから受け継がれてきた伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しています。

令和元年度に「土佐の匠」認定を受けられたのは、次の4名の方です。



石村 晃久さん  
【溶接】  
(高知市)



戸梶 司さん  
【土佐打刃物】  
(南国市)



土居 毅さん  
【和紙製造】  
(土佐市)



渡邊 晋一さん  
【日本料理】  
(高知市)

### ◆「土佐の匠」作品展示

令和元年11月7日～9日の3日間、高知ぢばさんセンターで開催された「第8回ものづくり総合技術展」において、今年度「土佐の匠」に認定された4名の作品展示を行いました。



石村さん作品



戸梶さん作品



土居さん作品



渡邊さん作品

## シルバー人材センター会員募集中

シルバー人材センターは、原則として60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員となり、自己の経験と知識、技能等を活用し、生きがいと社会参加、そして地域社会に貢献することを目的としている団体です。

官公庁や民間企業、一般家庭から高齢者に適した短期的、臨時的な仕事を請負い、会員に提供し事業を行っています。

詳しくは高知県シルバー人材センター連合会のホームページをご覧ください。

<http://www.sjc.ne.jp/kochi-rengou/>





# ジョブカフェこうち ホームページリニューアルオープン!

## 「ジョブカフェこうち」のホームページが新しく、より便利になりました

ホームページからできるようになりました!

対面相談の予約

オンライン相談の予約

セミナーやイベントへの  
参加申込

就職に関する相談はもちろん、仕事や職場の人間関係で悩んでいる方や社員の人材育成について悩まれている方など働いている方からの相談もお受けしています。「もやもや」としたら、専門相談員(キャリアコンサルタント)にご相談ください。

【お問合せ先】ジョブカフェこうち

URL <https://www.jobcafe-kochi.jp/> E-mail: [info@jobcafe-kochi.jp](mailto:info@jobcafe-kochi.jp)  
〒780-0841 高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル1F・2F  
TEL: 088-802-1533 FAX: 088-802-1534

## オンライン相談

年末年始を除いて毎日相談可能!  
自宅など好きな場所からジョブカフェこうちのキャリアコンサルタントに相談できるので、平日は仕事でなかなかジョブカフェに行くことができない…という方にもおすすめです。  
映像を隠してチャットのみでの相談もOK。  
(3営業日前までに予約をお願いします)

## 高知県ワークライフバランス推進認証企業のシンボルマークが新しくなりました!

令和元年12月から、高知県ワークライフバランス推進認証企業のシンボルマークが新しくなりました!

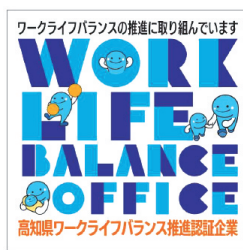
すでに認証を取得している企業の方でデータ配付を希望される場合は、担当者までご連絡ください。

なお、移行措置として、認証期限まで旧マークの継続使用も可能です。

旧マーク



新マーク①(メイン)



新マーク②(ミニ)



## 社会福祉法人ふるさと会さんが、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度5部門すべて取得の第1号となりました!

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度は、H30年度から「次世代育成支援部門」、「介護支援部門」、「年次有給休暇の取得促進部門」、「女性の活躍推進部門」、「健康経営部門」の5部門で、ワークライフバランスの推進に積極的に取り組む企業を幅広く認証しています。

このたび、初めて、社会福祉法人ふるさと会さんが、5部門すべてにおいて認証を取得されました!

幅広い視野で従業員の働きやすさと満足度を向上させていることに敬意を表し、12月には記念品の授与を行う予定です。

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度に関するお問合せ先

高知県庁雇用労働政策課 田所、西岡  
TEL: 088-823-9762  
E-mail: [151301@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:151301@ken.pref.kochi.lg.jp)

## 最低賃金改正のお知らせ

- 高知労働局では、県内全ての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和元年10月5日から施行することとしました。
- この決定により、令和元年10月5日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間790円以上としなければなりません。

(最低賃金についてのお問合せ先)

高知労働局(賃金室) TEL 088-885-6024 又は、最寄りの労働基準監督署  
高知労働基準監督署 TEL 088-885-6031 須崎労働基準監督署 TEL 0889-42-1866  
四万十労働基準監督署 TEL 0880-35-3148 安芸労働基準監督署 TEL 0887-35-2128

## 団体交渉中に労働組合から求められた財務資料の提供拒否について

### 労務改善 Q&A

Q

従業員が加入した労働組合との賃金に関する団体交渉の中で、労働組合から会社の財務状況がわかる資料を要求されました。財務資料は企業秘密のため労働組合に提供できません。拒否してよいのでしょうか。

A

企業秘密は、拒否する合理的な理由に当たらず、原則として不誠実な対応であるとみなされます。

労働組合法第7条第2号は、使用者がその雇用する労働者の代表者との団体交渉を正当な理由がなく拒むことを禁止しています。同法上明文はないものの、団体交渉の不誠実な対応も実質的な「拒否」であることから、使用者には誠実に交渉を行う義務が課せられていると解釈されています。

使用者が誠実に交渉したというためには、説明や資料の提供が不可欠となり、特に賃金交渉において、共通の資料に基づいた理性的かつ実効性のある討論をするためには、回答額の根拠となる会社の方針や収支状況の説明とともに、それを根拠づける資料を提供する必要があります。「経営が厳しい」といった抽象的な発言に終始し、使用者が企業秘密等の理由により、必要な経理情報等の提供を拒否することは、原則として不誠実な交渉態度とみなされます。何らかの事情で労働組合が要求する資料を提供できない場合は、代替資料や加工した資料を提供するなどして労働組合の理解を求める対応に努めましょう。

高知県労働委員会

〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F

お気軽にご相談ください!

TEL 088-821-4645

